

令和6年第3回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和6年3月26日（火）午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和6年第3回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員18名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局3名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和6年第3回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	中田 久志	○
2	井口 栄市	○
3	東 穰	○
4	東中 守	×
5	新田 涼子	○
6	山口 範子	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	福井 伸一	○
9	田辺 善郎	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	山川 叔枝	○

	委員氏名	出欠
15	奥村 明義	○
16	北本 久一	○
17	鮎岡 裕	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 18名

欠席 1名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	山下 一	○
2	高村 雅一	○
3	山岸 良一	○
4	堀越 一彦	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	×
7	中村 義昭	○
8	菊知 亮	○

	委員氏名	出欠
9	吉本 尚紀	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	山口事務局次長

	氏名・役職
3	相澤係長

	氏名・役職

計 3名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、令和6年第3回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	(憲章の唱和)
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	(会長挨拶)
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ18名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、下村（しもむら）委員と、五坊（ごぼう）委員を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われまますがいかがでしょうか。</p>
	(異議なしの声)

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 川端副会長、議長をお願いします。</p>
川端副会長	<p>円滑な議事の進行に努めたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは、お手元の議案書をお開きください。</p> <p>最初に、令和6年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和6年第2回総会での議決事項に関する事務処理状況について、ご報告いたします。</p> <p>農地法第3条許可申請3件については、2月27日付けで許可書を交付しております。</p> <p>農地法第4条許可申請1件については、2月28日付けで知事あてに送付していますが、現時点では許可書は交付されておられません。</p> <p>農地法第5条許可申請2件については、2月28日付けで知事あてに送付し、3月21日付けで許可書が交付されております。</p> <p>非農地証明願1件については、2月27日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、3月1日付けで公告しております。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、議案審議に入ります。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>

事務局	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は1ページ及び2ページです。</p> <p>今回、栗五地区、小坂地区、湯涌地区、森本地区からそれぞれ1件、合計4件の申請がありました。</p> <p>番号1は、自家消費を目的に所有権を移転するものです。</p> <p>番号2は、新規就農のため、賃借権を設定するものです。借受人は、金沢農業大学の修了生です。</p> <p>番号3は、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。譲受人は、金沢農業大学の修了生です。</p> <p>番号4は、新規就農のため、賃借権を設定するものです。借受人は、金沢農業大学の修了生が設立した法人です。</p> <p>申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人及び借受人の耕作状況等についても問題ありません。</p> <p>以上、4件で、面積は30,978.43㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、上程いたします。</p>

	<p>事務局、これについて説明願います。</p>
事務局	<p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は3ページ及び4ページです。地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、安原地区から1件、浅川地区から1件、森本地区から2件、合計4件の申請がありました。</p> <p>番号1は、所有権の移転を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号2は、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅や事業の用に供する施設等が連たんしている区域にあることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号3は、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されますが、集落に接続して設置される住宅であることから許可相当であると考えます。</p> <p>なお、現地はすでに宅地に造成されているため、所有者より始末書が提出されています。</p> <p>番号4は、所有権の移転を伴う貸荷捌き場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断されます</p>

	<p>が、国道の沿道の区域に設置される流通業務施設であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、4件で、面積は合計3,251㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入る前に申請案件について現地調査を行っておりますので、庄田委員から調査結果をご報告願ひます。</p>
庄田委員	<p>3月19日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
川端副会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>続いて、地区担当委員による現地調査について、事務局から報告願ひます。</p>
事務局	<p>地区担当委員の福井、高村、小林委員には、別途、現地調査を行っていただき、申請書のとおりであることを確認いただいております。</p>
川端副会長	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等について、上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願ひます。</p>
事務局	<p>議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集</p>

積計画の決定等について、ご説明いたします。

議案書は5ページから24ページです。

利用権貸借の一般分について、粟五地区、内川地区、犀川地区、大徳地区からそれぞれ1件、崎浦地区から2件、小坂地区から3件、二塚地区から4件、森本地区から6件、合計19件の申し出がありました。

賃借権を設定する、契約期間が10年及び8か月の新規設定がそれぞれ1件、契約期間が1年の新規設定が2件、契約期間が10年の再設定が1件、契約期間が6年の再設定が2件、契約期間が5年の再設定が4件、契約期間が2年の再設定が1件、契約期間が1年の再設定が3件で、使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の新規設定が2件、契約期間が5年の新規設定が1件、契約期間が6年の再設定が1件で、面積は合計154,908.70㎡です。

なお、番号18の借受人（利用権の設定を受ける者）は、金沢農業大学校の研修生です。

利用権貸借の機構分について、森本地区から2件の申し出がありました。

賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件、使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件で、面積は合計37,782㎡です。

いずれも旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、農地中間管理機構からの転貸予定先はそれぞれ記載のとおりですが、この転貸予定先に関して、金沢市から本委員会に意見を求められていますので、申し添えておきます。

ご審議の程、よろしく願いいたします。

川端副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の

	<p>決定等についてのうち、利用権貸借の機構分につきましては、転貸予定先が、五坊委員が代表理事である法人となっている案件でございます。</p> <p>このため五坊委員は、農業委員会法第 31 条第 1 項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(五坊委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等についてのうち、利用権貸借の機構分の転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声)
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第 3 号のうち、利用権貸借の機構分の転貸予定先に関しては、金沢市長あて、特に意見がない旨、回答することに決定いたします。</p> <p>それではここで、五坊委員にご着席していただくこととします。</p> <p>(五坊委員 着席)</p> <p>次に、議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定等についてのうち、利用権貸借の機構分の転貸予定先以外に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
川端副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第 3 号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定による金沢市農用地利用集</p>

	<p>積計画の決定等についてのうち、利用権貸借の機構分の転貸予定先以外については、原案のとおりに決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
川端副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第3号のうち、利用権貸借の機構分の転貸予定先以外については、原案のとおりに決定いたします。</p> <p>続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第7号及び報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は25ページから29ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が1件で、面積は443㎡、第5条が13件で、面積は合計5,717㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
川端副会長	<p>質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第18条第6項の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は30ページから32ページです。</p> <p>届出件数は6件、解約理由は記載のとおりで、面積は合計19,322㎡です。</p>
川端副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>

	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、ご報告いたします。 議案書は33ページから37ページです。 届出件数は4件で、面積は合計16,273.52㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
川端副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
川端副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用集積等促進計画の認可について、ご報告いたします。 議案書は38ページから41ページです。 権利設定に関して、小坂地区で1件あり、面積は合計2,177㎡です。使用貸借による権利を設定する、契約期間が9年1か月のものであります。 権利移転に関して、安原地区で5件あり、面積は合計1,693㎡です。使用貸借による権利を設定後に権利移転するものが4件、賃借権の設定後に権利移転するものが1件で、残存期間は記載のとおりです。
川端副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)

川端副会長	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>川端副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	(資料に基づき、内容説明)
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>それでは最後に、3月中の農業委員の相談・活動内容について、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。</p>
各委員	(各委員から報告)
会 長	<p>ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	(質問なし)
会 長	<p>ほかに何かありますでしょうか。</p> <p>なければ、これで会議を終了させていただきます。</p> <p>委員の皆さん、ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>井口会長、ありがとうございました。</p> <p>本日は、この後、15時45分より、令和6年度金沢市農林水産局重点施策についてご説明いただくこととしております。</p>
	【休 憩】
事務局長	<p>それでは、令和6年度金沢市農林水産局重点施策について、ご説明いただきます。</p>
	(山森農林水産局長挨拶) (各課所長説明) (質疑応答)

事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、ここで、農林水産局の人事異動についてご紹介いたします。</p> <p>(人事異動の紹介) (農林水産局幹部退出)</p>
事務局長	<p>それでは、最後に、二口副会長に閉会のご挨拶をお願いいたします。</p>
二口副会長	<p>(副会長挨拶)</p>
事務局長	<p>二口副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。</p>